

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（案）」に対する御意見の募集について

令和 5 年 1 月 4 日
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

厚生労働省、経済産業省及び環境省では、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第八条第一項第三号の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質（平成 29 年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 1 号）に別添 1 の化学物質を追加する改正を予定しています。

つきましては、追加する化学物質について、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、下記の要領で意見の募集をします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 御意見の募集の対象

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（案）」

2. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和 5 年 1 月 4 日（水）～令和 5 年 2 月 3 日（金） ※終了日必着とします。

3. 資料入手方法

○以下のホームページに掲載

【電子政府の総合窓口（e-Gov）】 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

【厚生労働省 HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics_150859_143_144.html

【経済産業省 HP】 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html

【環境省 HP】 <http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html>

○「5. 意見提出先」において資料配付

4. 意見提出方法

別添2の意見提出用紙の様式に従い日本語で記入の上、以下いずれかの方法で御提出ください。

この意見募集は、3省それぞれにおいて同時に実施しております。御意見は、いずれかの省にいずれかの方法で御提出いただければ、3省において考慮されることとなりますので、同じ御意見を複数の省に提出していただく必要はありません。

なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

(2) 電子メール

必要事項を記入した意見提出用紙を添付の上、「5. 意見提出先」のメールアドレス宛てにお送りください。

(電子メールの件名を『「届出不要化学物質を定める告示」に追加する化学物質に対する意見』としてください。)

(3) 郵送

必要事項を記入した意見提出用紙(A4判の用紙)を「5. 意見提出先」宛てにお送りください。

5. 意見提出先(電子メール又は郵送の場合)

○厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL: 03-5253-1111(内線2428)

E-mail: exchpro@mhlw.go.jp

○経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL: 03-3501-1511(内線3701)

E-mail: gqhbffa@meti.go.jp

○環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL: 03-3581-3351(内線6367)

E-mail: chem@env.go.jp

6. その他

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(別添 2)

〇〇省〇〇課〇〇室 パブリックコメント担当 宛

「届出不要化学物質を定める告示」に追加する化学物質に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）	